

中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成事業（利用者の自己負担額への助成）

- 1 背景： 中山間地域においては、訪問系サービス及び居宅介護支援を実施した場合、特別地域加算(15%)が算定されることから、利用者負担額についても加算相当分が増額となる。
- 2 目的： 中山間地域外の住民との利用者負担の均衡を図り、中山間地域における介護保険サービスの利用促進を図るため、利用者に対して対象サービスに係る利用者負担額の一部(加算増額分)を助成する。 ⇒ 受領委任によりサービス提供事業者に支払う
- 3 内容： 訪問系サービスにおける特別地域加算による自己負担上乗せ分への助成
※居宅介護支援費には利用者負担がないため対象外
- 4 助成対象： 本市の被保険者のうち、事業者から提供される対象サービスを利用する法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者、法53条第1項に規定する居宅要支援被保険者又は法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等
※次の各号のいずれかに該当する者を除く。
 - (1) 介護保険料の滞納による支払方法の変更又は給付額の減額となっている者
 - (2) 生活保護の被保護者となっている者

※ 詳細は、『浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成要綱』をご確認ください。